

6 総務省

令和元年 10 月 16 日(水)05:30 現在

総 務 省

令和元年台風第 19 号による被害状況等について (第 12 報)

I 被害状況

1. 通信関係

	事業者(サービス名)	被害状況等
固定 (注1)	NTT 東日本	<ul style="list-style-type: none"> ・約 4,800→2,600 回線 ※支障エリアは以下のとおり。(詳細調査中) 福島県 (1 町) 浅川町 栃木県 (1→0 市) 東京都 (2→0 村) ○電話系サービス アナログ加入電話：約 400→300 回線 ひかり IP 電話：約 1,800→1,000 回線 ○インターネットサービス 光アクセス：約 2,600→1,300 回線 ※1 町の役場エリアに支障あり。 福島県：浅川町役場
	NTT 西日本	<ul style="list-style-type: none"> ・被害なし
	NTT コミュニケーションズ	<ul style="list-style-type: none"> ・45 回線 ※中継回線の切断のため被害は全国に点在 ○専用線サービス：45 回線
	KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧済み。
	ソフトバンク	<ul style="list-style-type: none"> ・262→114 回線 ※支障エリアは以下のとおり。 東京都、福島県 ○インターネットサービス ADSL サービス：204→56 回線 光アクセスサービス：58 回線 ※役場エリアに支障なし。
携帯電話等 (注2)	NTT ドコモ	<ul style="list-style-type: none"> ・32→17 市町村の一部エリアに支障あり。 ※支障エリアを含む自治体は以下のとおり。 岩手県 (1→0 市) 宮城県 (3 市町) 角田市、石巻市、伊具郡丸森町 福島県 (9 市町) 伊達市、石川郡 (石川町、浅川町、古殿町)、双葉郡浪江町、田村市、東白川郡 (塙町、矢祭町)、福島市 栃木県 (1→0 市) 群馬県 (3→1 村) 吾妻郡嬬恋村 千葉県 (5→0 市) 神奈川県 (1 市)

		<p>相模原市 山梨県 (1 町) 西八代郡市川三郷町 長野県 (8→2 市町) 佐久市、南佐久郡佐久穂町</p> <p>※役場エリアに支障なし。 ※合計 190→106 局停波 (内訳) 岩手県 3→0 局、宮城県 13→6 局、福島県 34→29 局、東京都 1 局、千葉県 49→15 局、茨城県 6→1 局、群馬県 6 局、埼玉県 3 局、山梨県 1 局、神奈川県 10→6 局、長野県 57→38 局、栃木県 7→0 局</p>
KDDI (au)		<p>・ 31→17 市町村の一部エリアに支障あり。 ※支障エリアを含む自治体は以下のとおり。 岩手県 (2→1 市) 宮古市 宮城県 (3→1 町) 伊具郡丸森町 福島県 (7→3 市町) いわき市、石川郡浅川町、郡山市 東京都 (2 村) 新島村、神津島村 千葉県 (5→4 市) 君津市、富津市、館山市、鴨川市 埼玉県 (1→0 市) 栃木県 (1→0 市) 群馬県 (3 市町村) 吾妻郡嬭恋村、甘楽郡甘楽町、藤岡市 静岡県 (2→0 市) 長野県 (5→3 市村)</p> <p>上田市、佐久市、南佐久郡北相木村</p> <p>※2 村の役場エリアに支障あり。 東京都：新島村役場、神津島村役場 ※合計 123→106 局停波 (内訳) 岩手県 3→1 局、宮城県 27→25 局、福島県 20→17 局、東京都 13→12 局、神奈川県 7→6 局、山梨県 2 局、千葉県 15→11 局、埼玉県 6 局、茨城県 3 局、栃木県 5 局、群馬県 5 局、三重県 1 局、静岡県 3 局、長野県 13→9 局</p>
ソフトバンク		<p>【携帯】</p> <p>・ 22→14 市町村の一部エリアに支障あり。 ※支障エリアを含む自治体は以下のとおり。 岩手県 (1→0 市) 宮城県 (1 町) 伊具郡丸森町 福島県 (1 市) 伊達市 茨城県 (1 町) 久慈郡大子町 栃木県 (1 市) 鹿沼市 群馬県 (2→1 村) 吾妻郡嬭恋村</p>

		<p>千葉県 (8→6 市町) 館山市、鴨川市、君津市、南房総市、安房郡鋸南町、夷隅郡大多喜町</p> <p>神奈川県 (2 市町) 相模原市、足柄上郡山北町</p> <p>長野県 (5→1 市) 上田市</p> <p>※役場エリアに支障なし。 ※合計 227→136 局停波 (内訳) 岩手県 5→2 局、宮城県 16→11 局、福島県 27→23 局、茨城県 12→8 局、栃木県 9→6 局、群馬県 15→10 局、埼玉県 5 局、千葉県 45→20 局、東京都 6→5 局、神奈川県 18→16 局、山梨県 3→2 局、長野県 57→26 局、岐阜県 2→0 局、静岡県 7→2 局</p> <p>【PHS】</p> <p>・ 8→6 市町の一部エリアに支障あり。 ※支障エリアを含む自治体は以下のとおり。 福島県 (3 市町) 石川郡浅川町、東白川郡矢祭町、本宮市</p> <p>千葉県 (3→1 市) 君津市</p> <p>長野県 (2 市町) 長野市、北佐久郡軽井沢町</p> <p>※役場エリアに支障について調査中。 ※合計 54→40 局停波 (内訳) 福島県 26 局、千葉県 9→3 局、長野県 19→11 局</p>
--	--	--

○主な停波原因は伝送路断及び停電

(注1) 事業者が把握可能な範囲の情報を記載

(注2) 携帯電話等事業者が設置している基地局数は各社で異なり、停波中の基地局数は、サービス影響の規模を直接表すものではない。

<防災行政無線>

- ・ 都道府県防災行政無線：被害情報なし
 - ・ 市町村防災行政無線（同報系）：被害情報なし
- (注) 自治体が把握可能な範囲の情報を記載。

2. 放送関係

<地上波（テレビ）>

地域 (局所名)	事業者名	原因	影響世帯数	現状
宮城県丸森町 <small>まるもりいしがみ</small> (丸森石神)	NHK、宮城テレビ、東日本放送、東北放送、仙台放送	停電	約 70 世帯	停波中
宮城県丸森町 <small>まるもりごたんだ</small> (丸森五反田)	NHK、宮城テレビ、東日本放送、東北放送、仙台放送	停電	約 30 世帯	停波中
宮城県丸森町 <small>はでにわ</small> (羽出庭)	NHK、宮城テレビ、東日本放送、東北放送、仙台放送	停電	約 230 世帯	復旧済

宮城県丸森町 (大張)	NHK	停電	約 170 世帯	復旧済
宮城県南三陸町 (歌津港)	NHK、宮城テレビ、東日本放送、東北放送、仙台放送	停電	約 60 世帯	復旧済
千葉県富津市 (富津豊岡)	日本テレビ、テレビ朝日、TBSテレビ、テレビ東京、フジテレビ、千葉テレビ放送	停電	約 140 世帯	復旧済
千葉県富津市 (富津浜金谷)	日本テレビ、テレビ朝日、TBSテレビ、テレビ東京、フジテレビ、千葉テレビ放送	停電	約 480 世帯	復旧済
千葉県南房総市 (丸山)	NHK、日本テレビ、テレビ朝日、TBSテレビ、テレビ東京、フジテレビ、千葉テレビ放送	停電	約 1,600 世帯	復旧済
千葉県南房総市 (和田)	日本テレビ、テレビ朝日、TBSテレビ、テレビ東京、フジテレビ、千葉テレビ放送	停電	約 500 世帯	復旧済
千葉県南房総市 (富浦)	日本テレビ、テレビ朝日、TBSテレビ、テレビ東京、フジテレビ、千葉テレビ放送	停電	約 1,300 世帯	復旧済
千葉県鴨川市 (鴨川宮)	日本テレビ、テレビ朝日、TBSテレビ、テレビ東京、フジテレビ、千葉テレビ放送	停電	約 300 世帯	復旧済
千葉県鋸南町 (鋸山)	日本テレビ、テレビ朝日、TBSテレビ、テレビ東京、フジテレビ、千葉テレビ放送	停電	約 1,500 世帯	復旧済
神奈川県相模原市 (青野原)	テレビ神奈川	停電	約 240 世帯	復旧済

<地上波（移動受信用地上基幹放送）>

地域 (局所名)	事業者名	原因	現状
神奈川県秦野市 (秦野)	VIP※	回線設備の故障	停波中

※移動受信用地上基幹放送のハード事業者

<地上波（ラジオ）>

地域 (局所名)	事業者名	原因	影響世帯数	現状
栃木県足利市 (足利)	栃木放送（FM補完局）	停電	約 21,000 世帯	復旧済

<ケーブルテレビ>

地域	事業者名	原因	影響世帯数（注）	現状
御前崎市 御前崎の一部	(株)御前崎ケーブルテレビ	停電	170	復旧済み
品川区の一部	(株)ケーブルテレビ品川	大雨による 直接受信障害	150	復旧済み
佐倉市、富里市、八街市、茂原市、千葉市、山武市、神埼町、成田市の各市一部	(株)高速ネット296	停電、ケーブルの損傷	1857	復旧済み
横浜市港北区、川崎市、東京都世田谷区の各区市の一部	イツ・コミュニケーションズ(株)	停電	2300	復旧済み
平塚市、大磯町、二宮町、中井町の各市町の一部	湘南ケーブルネットワーク(株)	停電	500	復旧済み
横浜市旭区、泉区、保土ヶ谷区の各区の一部	横浜ケーブルビジョン(株)	停電	2000	復旧済み
佐久市の一部	佐久ケーブルテレビ(株)	停電	861	一部復旧済み
長野市の一部	長野市	停電	1000	一部復旧済み
茅野市、富士見町、辰野町、岡谷市の各市町の一部	エルシーブイ(株)	停電	1244	復旧済み
伊東市、東伊豆町の各市町の一部	(株)伊豆急ケーブルネットワーク	停電	7344	復旧済み
三重県度会郡度会町、津市の一部	(株)ZTV	停電	80	復旧済み
上田市及び東御市の一部	(株)上田ケーブルビジョン	停電	100	停波中
東京都、神奈川県等の一部	(株)アイキャスト	停電	5100	一部復旧済み
利府町の一部	宮城ケーブルテレビ	停電	491	復旧済み
横浜市港北区の一部	YOUテレビ(株)	電源設備の不具合	4700	復旧済み
鹿沼市の一部	鹿沼ケーブル(株)	電源設備の不具合	2000	復旧済み
		ケーブルの損傷	300	復旧済み
甲府市の一部	(株)日本ネットワークサービス	ケーブルの損傷	45	復旧済み
千葉市緑区、花見川区、若葉区、君津市、	(株)ジェイコム千葉	停電	4600	復旧済み

袖ヶ浦市、富津市、木更津市の各市区の一部				
横浜市港南区、戸塚区、相模原市緑区、川崎市多摩区、藤沢市、鎌倉市、逗子市、藤沢市、横須賀市、三浦市、寒川町の各市区町の一部	(株)ジェイコム湘南・神奈川	停電	14000	復旧済み
下田市の一部	下田有線テレビ放送(株)	停電	1500	復旧済み
上野原市の一部	(株)上野原ブロードバンドコミュニケーションズ	ケーブルの損傷	400	一部復旧済み
孺恋村の一部	孺恋ケーブルビジョン(株)	ケーブルの損傷	300	停波中

(注) ケーブルテレビ事業者が確認できた情報を記載。一部概数のものを含む。

<コミュニティ放送>

地域	事業者名	原因	影響世帯数	現状
茨城県 だいご 大子町	(特非) まちの研究室	局舎浸水	約 5,400 世帯	停波中
埼玉県 ちちぶ 秩父市	ちちぶエフエム(株)	通信回線断	約 20,300 世帯	停波中
神奈川県 横須賀市	横須賀エフエム放送(株)	通信回線断	約 53,900 世帯	復旧済
神奈川県 葉山町	逗子・葉山コミュニティ放送(株)	停電	約 35,200 世帯	復旧済
長野県 軽井沢町	軽井沢エフエム放送(株)	停電	約 11,000 世帯	復旧済

3. 郵政関係

<窓口関係>

- ・岩手県(6局)、宮城県(8局)、福島県(15局)、茨城県(2局)、栃木県(6局)、埼玉県(1局)、千葉県(4局)、東京都(1局)、長野県(4局)及び三重県(1局)の郵便局において、窓口業務を休止。

<配達関係>

- ・全国的に郵便物等の配達に遅れが発生。
- ・浸水状況、道路の状況等により一部地域において郵便物等の配達を休止。
- ・岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び長野県の一部地域に宛てたゆうパック等(郵便物を除く)の引き受けを停止。

II 総務省の対応状況

- 10月8日(火)13時00分、大臣官房総務課に情報連絡室を設置。
- 10月11日(金)、総務大臣出席により総務省災害関係局長級会議(第1回)開催
- 10月12日(土)15時30分、情報連絡室を災害対策本部(長:大臣官房長)に改組。

- 10月13日(日)、総務省災害関係局長級会議(第2回)開催(メール開催)
- 10月13日(日)16時30分、災害対策本部を非常災害対策本部(長:総務大臣)へ改組。
- 10月13日(日)、総務省非常災害対策本部会議(第1回)開催(メール開催)
- 10月14日(月)、総務大臣出席により総務省非常災害対策本部会議(第2回)及び総務省非常災害対策本部会議(第3回)開催(メール開催)
- 10月15日(火)、総務省非常災害対策本部会議(第4、5回)開催(メール開催)

○ **リエゾン派遣**

- ・10月8日以降、東京都、茨城県、栃木県、千葉県、埼玉県、神奈川県、群馬県、長野県、新潟県、静岡県、岩手県、福島県、宮城県、以上1都12県の災害対策本部へ職員を派遣(通信関係:各日最大25名体制、人的支援関係:各日最大14名体制)。

派遣先	目的	派遣時期	派遣人数 (10月16日実績)	派遣人数累計
県	通信確保	10/8～	16名	103名
	人的支援	10/8～	14名	62名
合計			30名	165名

○ **人的支援について(被災市区町村の災害マネジメント、避難所運営等の支援)**

- ・10月10日(木)、各都道府県に対し「令和元年台風第19号への対応について」を发出し、被災自治体だけでは災害対応が困難な場合は、躊躇なく応援職員の派遣要請を行うよう助言。
- ・10月11日(金)、総務省、地方3団体、指定都市市長会による「被災市区町村応援職員確保調整本部」を設置。
- ・10月13日(日)、「被災市区町村応援職員確保システム」に基づき、職員派遣の必要性を確認するため、被災地域ブロック幹事県及び被災都県と連絡調整中。
これまでに、被災団体からの職員派遣の要請なし。
- ・同日、現地での情報収集のため、公務員部職員等を宮城県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県及び長野県へ派遣決定(計12名)(千葉県へは台風第15号の対応から引き続き派遣中)。
- ・10月14日(月)、7市から派遣要請があり、総括支援チームの派遣を決定。

<総括支援チームの派遣状況>

被災県	被災市町村	派遣団体	派遣時期	派遣人数 (10月15日実績)	派遣人数累計
福島県	郡山市	新潟県	10/14～	2名	4名
	南相馬市	神戸市	10/14～	1名	2名
茨城県	水戸市	京都市	10/15～	4名	4名
栃木県	足利市	横浜市	10/15～	3名	3名
	栃木市	愛知県	10/15～	4名	4名
	佐野市	徳島県	10/14～	2名	4名
長野県	長野市	名古屋市	10/14～	5名	8名
合計	7市	7県市		21名	29名

- ・10月14日(月)以降、避難所運営・罹災証明書交付業務支援等のため、11市町から派遣要請があり、対口支援団体を順次決定。

＜対口支援団体の派遣状況＞

被災県	被災市町村	対口支援団体	派遣時期	派遣人数 (10月15日実績)	派遣人数累計
宮城県	石巻市	札幌市	10/16～(予定)	—	—
	角田市	青森県 山形県	10/15～ (調整中)	3名 二	3名 二
	丸森町	北海道	10/15～	3名	3名
茨城県	常陸太田市	島根県	(調整中)	二	二
	常陸大宮市	岡山県	(調整中)	二	二
	城里町	浜松市	(調整中)	二	二
	太子町	福岡市	(調整中)	二	二
長野県	長野市	名古屋市	(調整中)	—	—
	須坂市	福井県	(調整中)	—	—
	中野市	三重県	(調整中)	—	—
	千曲市	兵庫県	(調整中)	—	—
合計	11市町	12道県市		6名	6名

○ 10月9日、通信事業者に対し、台風に備えた通信設備等の事前確認を行うことの注意喚起。

○ 移動電源車の貸与状況

- ・東北総合通信局管理 → 福島県庁待機 (10/14～)
- ・信越総合通信局管理 → 長野県 (10/13～)
- ・北陸総合通信局管理 → 長野県 (10/14～)
- ・東海総合通信局管理 → 信越総合通信局待機 (10/14～)
- ・近畿総合通信局管理 → 信越総合通信局待機 (10/14～)

○ 総務省災害対策用移動通信機器の貸与状況

貸出先地域 (県)	貸出機器	台数	(参考) 事業者貸出数
宮城県	簡易無線機	8	—
	衛星携帯電話	2	—
	携帯電話	—	37
	スマートフォン	—	53
福島県	MCA無線機	3	—
栃木県	衛星携帯電話	—	4
	スマートフォン	—	8
群馬県	衛星携帯電話	—	3
	携帯電話	—	10
茨城県	携帯電話	—	29
千葉県	衛星携帯電話	2	80
	携帯電話	—	50
	スマートフォン	—	167

東京都	衛星携帯電話	-	81
山梨県	衛星携帯電話	5	20
長野県	簡易無線機	10	-
	衛星携帯電話	4	53
	携帯電話	-	10
	スマートフォン	-	20
静岡県	衛星携帯電話	-	20
	スマートフォン	-	20
岐阜県	携帯電話	-	4
愛知県	スマートフォン	-	15
大阪府	衛星携帯電話	-	5
	携帯電話	-	20
広島県	衛星携帯電話	-	2

○無線局に関する取扱の状況

<電波法に基づく臨機の措置>

- ・10月12日、中国電力株式会社から関東圏における台風被害の復旧応援のため、陸上移動局（22局）の移動範囲の変更申請があり、即時に許可。
- ・10月12日、東京都狛江市において、予備免許中のこまえエフエム（CFM）の設備を用いて、臨機の措置により臨時災害放送局を開設。同日、放送開始。10月13日、放送を終了し、閉局。
- ・10月13日、茨城県大子町において、FMぱるるん（水戸、CFM）の設備を用いて、臨機の措置により臨時災害放送局を開設。同日、放送開始。
- ・10月13日、北陸電力株式会社から東北圏、関東圏及び東海圏における台風被害の復旧応援のため、陸上移動局（17局）の移動範囲の変更申請があり、即時に許可。
- ・10月13日以降、株式会社NTTドコモから台風被害の復旧応援のため、衛星基地局（5局）の開設申請があり、即時に許可。
- ・10月15日、中部電力株式会社から台風被害の復旧応援のため、陸上移動局等（4局）の移動範囲の変更申請があり、即時に許可。

<電波利用料>

- ・10月12日及び13日に、災害救助法の適用を受けた全国13都市県315市区町村を告知先とする無線局免許人に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施。

○関係機関への依頼状況

- ・全国の地方非常通信協議会等に対して非常通信ルートの確認を依頼
- ・各地方総合通信局に対してプッシュ型による積極的な災対機器の貸出の実施を依頼
- ・一般財団法人移動無線センターの協力により、10月11日、千葉県から県内39自治体に派遣する職員に対して、千葉県庁と通信確保を実施するためのMCA無線機（県庁用ポータブル型MCA4台、トランシーバー型39台）の貸与

○市町村の行政機能の確保状況（10月15日14:30現在）

市町村の行政機能の確保状況について、大雨特別警報が発令された13都県と千葉県への聞き取り等を行った。宮城県丸森町の状況については以下のとおり。

- ・宮城県丸森町：庁舎周辺の冠水は解消。庁舎の固定電話の光回線が復旧（アナログ回線はもとから利用可能）。

Ⅲ 事業者等の対応状況

1. 通信関係

(1) 災害用伝言サービス

NTT 東西、NTT ドコモ、KDDI 及びソフトバンクが災害用伝言板及び災害用音声お届けサービスを展開中。

(2) 特設公衆電話の設置

被災地の避難所等において124箇所に特設公衆電話を設置。

(3) 公衆無線 LAN サービス（「00000JAPAN」（ファイブゼロ・ジャパン））の利用環境整備

NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンクが東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、茨城県、静岡県、群馬県、山梨県、長野県、新潟県、福島県、宮城県、栃木県、岩手県の全域で、アクセスポイントを無料開放。

(4) 光ステーション（Wi-Fi アクセスポイント）の開放

NTT 東日本が本州全域において、光ステーション（約34,000箇所）を無料開放。

(5) 通信料金の減免

NTT 東日本、NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク、ジュピターテレコム（J:COM）、NTT コミュニケーションズが、固定電話サービス等利用者に対し、避難等の理由により利用できない期間、基本料金等の減免を実施。

(6) 支払期限の延長

NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク、ジュピターテレコム（J:COM）、は、請求書払いを行う携帯電話利用者を対象に、10月請求分の支払期限を1か月延長。

NTT 東日本、NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク、ジュピターテレコム（J:COM）、NTT コミュニケーションズは、請求書払いを行う固定電話サービス等利用者を対象に、10月請求分の支払期限を1か月延長。

(7) 携帯電話事業者のデータ通信容量制限解除等の措置

携帯電話事業者各社が、災害救助法が適用された地域の被災者を対象として、契約しているデータ通信容量を超えた場合の速度制限の解除や追加の通信容量の無償提供を開始。

	NTT ドコモ	KDDI	ソフトバンク	ジュピターテレコム（J:COM）
措置内容	契約しているデータプランの通信容量を超えた場合の速度制限解除	契約しているデータ定額サービスまたは料金プランの通信容量を超えた場合の速度制限解除	データ通信容量の追加購入料金を無償化	追加パケットの購入料金を減免
対象者	災害救助法が適用された地域に「契約者住所」または「請求書送付先住所」のいずれかがある利用者			
適用時期	10月13日 ～10月31日	10月13日 ～10月31日	10月13日 ～10月31日	10月12日 ～10月31日

<避難所等支援（再掲）>

○携帯電話等貸出状況

・NTT ドコモ

衛星携帯電話 213→211台、スマートフォン 399→345台、タブレット 115台、携帯電話 94→114台、データ端末 38台、マルチチャージャー 104→105台

・KDDI

Wi-Fi AP 4→17台、Wi-Fi ルーター 8台、充電設備 32→46台、蓄電池 47→36台、衛星携帯電話 10→9台、携帯電話 40台、スマートフォン 53台

・ソフトバンク

携帯電話 9台、衛星携帯電話 35→85台、タブレット 10→63台、充電用設備 40台、Wi-Fi ルーター 28→16台、固定型電話機 28台

3 放送関係

(1) NHKにおける放送受信料の免除

災害救助法が適用された区域内において、半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物に受信機を設置して締結されている放送受信契約について、令和元年10月から令和元年11月までの2か月間の放送受信料を免除

(2) (株)ジェイコム東京、(株)ジェイコム湘南・神奈川、(株)ジェイコム埼玉・東日本、土浦ケーブルテレビ(株)

避難指示・避難勧告等によってサービスをご利用できなかった加入者に対し、加入者からの申し出により、利用できなかった期間の基本料金等を日割りで減額精算。対象地域は、災害救助法が適用された地域。

(3) (株)アイキャスト(ひかりTV)

災害救助法が適用された地域等にお住まいのお客様で、災害の影響によりサービスを利用できなかった旨のお申し出により、ひかりTVサービスの月額基本料等の減免、ビデオ等有料コンテンツの減免、料金の支払期限の延長を実施。

4. 郵政関係

(1) 日本郵政グループ

- ・ 10月15日(火)から11月14日(木)まで、災害救助法が適用された地域を対象に、通帳・証書等や印章をなくした被災者の貯金等の非常取扱い、また、保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱いを実施。

大臣官房総務課(防災・調整)

電話 03-5253-5090

FAX 03-5253-5093